平成２４年（フ）第７４号
千葉県柏市つくしが丘２丁目７番７号　つくしが丘タウンハウス103号
債務者　市裏　正一
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　筒井　　剛
4　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８４２号
熊本市帯山５丁目21番８号
債務者　中川　信一
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　輝久
4　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第４７号
埼玉県本庄市本庄３丁目１番10号
債務者　栗田　善雄
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　悟史
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６０８号
静岡県牧之原市菅ケ谷3284番地２
債務者　菅沼　桂司
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　逸江
4　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０７号
群馬県前橋市西片貝町２丁目322番地
債務者　尾﨑　淳治
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川亮輔
4　破産債権の届出期間　平成24年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５０８号
群馬県前橋市西片貝町２丁目322番地
債務者　尾﨑　妙子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川亮輔
4　破産債権の届出期間　平成24年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５９号
川崎市幸区小倉４丁目11番３―506号　セントラルハイツ小倉
債務者　成田　　功
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月21日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
川崎市高津区千年313番地１　サングレイス川崎千年503
債務者　桃原　和夫
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　眞尋
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉783番地
債務者　原　　清徳
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　優理
4　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
川崎市高津区明津43―６―101、住民票上の住所川崎市中原区上小田中５丁目９番15号　ペアシティⅡ501
債務者　諏訪　清明
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
佐賀県鳥栖市幸津町1761番地１
債務者　田尻　豊實
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川正二郎
4　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
鳥取県西伯郡伯耆町谷川35番地１
債務者　篠原　祐二
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　和久
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第６８号
富山市笹津778番地
債務者　平野　専作
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島谷　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６９号
富山市笹津778番地
債務者　平野　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島谷　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５号
和歌山県日高郡美浜町大字吉原958番地の59、住民票上の住所和歌山県日高郡日高川町大字和佐676番地４
債務者　木下　忠一
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
和歌山地方裁判所御坊支部